

宇治市監査委員公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和元年 7 月 1 日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日  
平成 31 年 3 月 28 日（宇治市監査委員公表第 6 号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 健康長寿部 健康生きがい課  
監査期間 平成31年1月4日 ～ 2月18日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1 補助金支出状況について 宇治市骨髄ドナー助成事業において、宇治市補助金等交付規則の規定と齟齬が見受けられた。	宇治市補助金等交付規則との齟齬がある状況を改善するため、宇治市骨髄ドナー助成事業実施要項を改正し、別記様式第1号「宇治市骨髄ドナー助成金交付申請書兼請求書」を「宇治市骨髄ドナー助成金交付申請書」と「宇治市骨髄ドナー助成金請求書」に分割し、「交付申請→交付決定→請求」の順に行われるようにした。

監査対象 健康長寿部 介護保険課

監査期間 平成31年1月4日 ～ 2月18日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	補助金支出状況について 支出負担行為等の遅れが見受けられた。	支出負担行為を適切な時期に行うよう、補助金の支払業務の注意点について事務引継書に記載するとともに、課内に周知徹底をしました。